

三河港 新規輸出入コンテナ助成金

平成29年度も継続

三河港を利用して新たにコンテナ貨物の輸出入を行う企業に対し助成金を交付します。



**20フィートコンテナ1本につき
1万円助成！**

《助成制度の概要》

○助成の対象となる条件

- ① 国内に事業所を有する事業者
- ② 次のいずれかの条件に該当する企業（船荷証券1件が1コンテナに満たない小口混載貨物は除く）
 - ア) 平成29年4月1日以降に新たに三河港発着の外貿コンテナ船及び内航フィーダー船（以下「三河港発着船」という。）を利用して輸出入を行った企業
 - イ) 平成29年4月1日以降に三河港以外の港から三河港利用に切り替えて、三河港発着船を利用して輸出入を行った企業
 - ウ) 三河港発着船を利用して輸出入を行っている企業で、平成29年4月1日以降に、新たな最終仕向地・最初仕出地と三河港発着船を利用して輸出入を行った企業
 - エ) 平成28年度に本制度を利用した企業で、助成金の交付額が上限に達していない企業
- ③ 利用運送業者でない企業
- ④ 暴力団関係団体等でない企業

○助成金額

1 TEUにつき10,000円

○助成上限

1企業につき50TEU（ただし、予算の限りあり）

○助成対象期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

○実施主体

三河港振興会

【お問合せ先】 三河港振興会事務局
豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172 E-mail:mppa@swan.ocn.ne.jp